

県南広域振興局長告示第73号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和8年6月30日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372600171	社会福祉法人二桜会	デイサービスセンター寿光荘	一関市花泉町花泉字上館74 番地5	令和8年6月30日